

◎昭和五十二年千葉県告示第七百七十七号の一部を改正する告示 新旧対照表

○振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定（昭和五十二年千葉県告示第七百七十七号）

改 正 案	現 行				
振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域を次のとおり指定し、昭和五十二年一月一日から施行する。 なお、関係図面は、千葉県環境生活部大気保全課及び関係町村役場において閲覧に供する。 指定地域 <table><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table> 備考 市街化調整区域並びに用途地域及び工業専用地域とは、令和七年五月三十日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。	（略）		（略） 指定地域 <table><tr><td>（略）</td><td></td></tr></table> 備考 市街化調整区域並びに用途地域及び工業専用地域とは、令和五年七月七日現在において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第七条第一項及び第八条第一項第一号の規定により定められた区域及び地域をいう。	（略）	
（略）					
（略）					